

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

国際課

【告示】

（県例規集登載）

- 旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定の一部改正
- 一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合の指定
- 大規模行為景観形成基準の廃止
（以上県例規集登載）
- 特定施設の設置許可申請
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

国際課

〃

環境企画課

環境管理課

障害福祉課

道路整備課

〃

都市計画課

【公告】

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃
- 一般競争入札の実施
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

用度課

〃

〃

建築指導課

◎岡山県規則第四十四号

岡山県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岡山県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十六年岡山県条例第十号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百二十七号

平成十八年岡山県告示第四百四十三号（旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる人道上の配慮を必要とする場合のいずれかに該当し、かつ、緊急に一般旅券を発給する必要がある場合

イ 外国において申請者の親族（二親等内の親族に限る。）が病気、事故、天災等により、死亡し、又は生命若しくは身体に危険が生じたため、申請者が緊急に渡航しなければならない場合

ロ 真にやむを得ない事情により、申請者がイに規定する者とともに緊急に渡航しなければならぬ場合

ハ 外国における事故、天災等により、業務に関する急迫の事態が生じたため、申請者でなければ対応が困難であると認められ、申請者が緊急に渡航しなければならぬ場合

二 市町村への申請では渡航予定日前の発給が困難な場合等早期に一般旅券を発給する必要がある場合

本則第四号を削り、本則第五号中「の発給」を「（以下「震災特例旅券」という。）の発給」に改め、同号を本則第四号とし、本則に次の一号を加える。

五 前二号の申請をした者に一般旅券又は震災特例旅券を交付する場合

◎岡山県告示第三百二十八号

岡山県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）第二条第三号に規定する一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合を次のとおり定め、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 外国において申請者の親族（二親等内の親族に限る。）が病気、事故、天災等により、死亡し、又は生命若しくは身体に危険が生じたため、申請者が緊急に渡航しなければならぬ場合
- 二 真にやむを得ない事情により、申請者が前号に規定する者とともに緊急に渡航しなければならぬ場合
- 三 外国における事故、天災等により、業務に関する急迫の事態が生じたため、申請者でなければ対応が困難であると認められ、申請者が緊急に渡航しなければならない場合

◎岡山県告示第三百二十九号

平成三年岡山県告示第八百二十一号（大規模行為景観形成基準）は、廃止する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第三百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 パナソニック株式会社

住所 大阪府門真市大字門真1006番

氏名 取締役社長 津賀 一宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ
社 機構部品事業部 インゾットデバイスデバイスジョン

所在地 岡山県津山市河辺字下門1111番地1

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設	新	設						
種	類	66 (①) 電気めっき施設		63のホ (②) 廃ガス洗浄施設		63のホ (③) 廃ガス洗浄施設							
能	力	3,200m ² /月		200Nm ³ /min		200Nm ³ /min							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに							
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		着手後直ちに		着手後直ちに							
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続12時間		連続24時間		連続24時間							
使用時に定おいてか 当該排出され汚 水の通常汚染状 の値及び通大 の汚水等並 の量及び最 大の量	区	分	通	常	最	大	通	常	最	大			
	水 量 (m ³ /日)		0.1		0.1		0.02		0.02		0.02		0.02
	p H		7~8		7~9		6~8		9~10		6~8		5~9
	B O D (mg/ℓ)		3		5		3		5		5		10
	C O D (mg/ℓ)		3		5		3		5		5		10
	S S (mg/ℓ)		3		5		0		0		0		0
	油 分 (mg/ℓ)		ND		1		0		0		0		0
	T - N (mg/ℓ)		0		0		0		0		0		0
	T - P (mg/ℓ)		0		0		0		0		0		0
	Z n (mg/ℓ)		0		0		0		0		0		0
	T - C N (mg/ℓ)		1		2		0		0		0		0
	セレン (mg/ℓ)		1		2		0		0		ND		ND
	ほう素 (mg/ℓ)		2		4		ND		ND		0		0

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区	分	新	設	新	設				
工場又は事業場における施設番号		①-1		①-2					
種類		木田精工(株)製イオン交換装置		木田精工(株)製イオン交換装置					
構造		PVC製		PVC製					
主要寸法		450×1320H		450×1320H					
能力		0.5m ³ /Hr×2基(うち予備1基)		0.5m ³ /Hr×2基(うち予備1基)					
処理の方法		イオン交換樹脂による吸着		イオン交換樹脂による吸着					
工事着手年月日		許可後直ちに		許可後直ちに					
工事完成年月日		着手後直ちに		着手後直ちに					
使用開始年月日		設置後直ちに		設置後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続12時間		連続12時間					
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに最大値	区	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	24	24	24	24	24	24	24	24
	p H	7~8	7~9	7~8	7~8	7~8	7~9	7~8	7~8
	B O D (mg/ℓ)	5	10	ND	ND	3	5	ND	ND
	C O D (mg/ℓ)	5	10	ND	ND	3	5	ND	ND
	S S (mg/ℓ)	3	5	ND	ND	3	5	ND	1
	油 分 (mg/ℓ)	3	5	ND	ND	ND	1	ND	ND
	T-N (mg/ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	T-P (mg/ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	Z n (mg/ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	T-C N (mg/ℓ)	0	0	0	0	1	2	ND	ND
	セレン (mg/ℓ)	0	0	0	0	1	2	ND	ND
	ほう素 (mg/ℓ)	2	4	ND	ND	0	0	0	0

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年6月13日から同年7月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第三百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
金光薬局邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四―一	調剤	平成二十六年六月一日
末田薬局	津山市田町九―三	調剤	平成二十六年六月一日
なでしこ薬局	真庭市中四四八―一	調剤	平成二十六年六月一日
アイ薬局	笠岡市五番町三一五	調剤	平成二十六年六月一日
びぜん薬局	備前市伊部九〇―五	調剤	平成二十六年六月一日
おかやま薬局総社店	総社市岡谷一二一―一四	調剤	平成二十六年六月一日
ゆずりは薬局	新見市石蟹六五―五	調剤	平成二十六年六月一日

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

◎岡山県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
苦田郡鏡野町百谷字定広八一三番二地先から	苦田郡鏡野町百谷字熊畑八四三番一地先まで	新	二・九〇 一一・五	二六九・五
苦田郡鏡野町百谷字定広八一三番二地先から	苦田郡鏡野町百谷字熊畑八四三番一地先まで	旧	二・九〇 五・六	二六九・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新賀小坂東線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 北房川上線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市阿口字大草里四六六五番六地先から 真庭市阿口字文ヶ市四六七二番一六地先まで	新	八・〇〇 二三・六	三二三・〇
真庭市阿口字大草里四六六五番六地先から 真庭市阿口字文ヶ市四六七二番一六地先まで	旧	八・〇〇 二三・六	三二三・〇

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市新賀字大間二八六番一地先から 笠岡市関戸字平井一二八二番一地先まで	新	一一・五〇 三六・〇	一二〇六・二
笠岡市新賀字大間二八六番一地先から 笠岡市関戸字平井一二八二番一地先まで	旧	九・五〇 三六・〇	一二〇六・二

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

◎岡山県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
北房川上線	新賀小坂東線	加茂奥津線		<p>真庭市阿口字大草里四六六五番六地先から 真庭市阿口字文ヶ市四六七二番一六地先まで</p> <p>笠岡市新賀字大間二八六番一地先から 笠岡市関戸字平井一二八二番一地先まで</p> <p>苫田郡鏡野町百谷字定広八一三番二地先から 苫田郡鏡野町百谷字熊畑八四三番一地先まで</p>	平成二十六年六月十三日

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

◎岡山県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、真庭都市計画下水道事業真庭市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

真庭市	施行者の 名 称
真庭都市計画下水道 事業 真庭市公共下水道	事業の種類及び名称
平成九年九月十九日か ら 平成三十二年三月三十 一日まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし	事業 地

〔二八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゴダイドラッグ周匝店
所在地 赤磐市周匝七十一番一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 兵庫県姫路市錦町一〇四番地スクエアビル2F
代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 兵庫県姫路市錦町一〇四番地スクエアビル2F
代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年二月五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百七十一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 三十四台
(2) 駐輪場の収容台数 十四台
(3) 荷さばき施設の面積 四十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前八時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十六年六月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月十三日から同年十月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

〔二八一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字四反田三四六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原五一四

渡邊 自信

三 許可番号

岡山県指令建指第三九号

〔二八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字西竹原一―九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦一―九―二

平松 浩一

三 許可番号

岡山県指令建指第一号

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

〔二八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四四二一七、四四二一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区今在家一五九一七ルミエール今在家二〇二

港 寛行

港 かおり

三 許可番号

岡山県指令建指第四五号

〔二八四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 466式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び26年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ(知事部局分)仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 納入期限

平成26年9月26日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成26年岡山県告示第27号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるもの

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年7月15日（火）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年6月13日（金）から同年7月15日（火）まで（県の休日（岡山県の休日）を除く。）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、）を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 受領日時

平成26年7月24日(木) 13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月23日(水) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成26年7月15日(火) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 466 Units

(2) Delivery date :
By 26 September (Friday) , 2014

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1:30 P.M. 24 July (Thursday) , 2014

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県選管告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年六月十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、一三五
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	数	八一、二〇八	選挙区	数	九、三五九
				高梁市		

平成26年6月13日 岡山県公報 第11592号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇〇七	一六、一一五	一四、六〇七	一七、八二一	三三、一〇二	一三一、〇九〇	四五、一三一	二六、二〇四	三八、二八九
久米郡	勝田郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
五、八九五	四、八〇五	一三、〇二六	八、九二六	一三、八七〇	一二、一五三	一〇、六二六	一四、七〇五	九、〇九三